

環境政策	199
1. 2020年度の環境関連政策に関する主な動き（総論）	199
1. 1. 地球温暖化対策に関する国際面の主な動き	199
1. 2. 地球温暖化対策に関する国内面の主な動き	199
1. 3. 廃棄物・リサイクル対策に関する主な動き	199
1. 4. 産業公害対策に関する主な動き	199
2. 地球温暖化対策	199
2. 1. 地球温暖化防止のための国際交渉	199
2. 1. 1. G7, G20における協力	200
2. 1. 2. 国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）	200
2. 1. 3. 二国間クレジット制度をはじめとした国際貢献	200
2. 2. 国内における地球温暖化対策	200
2. 2. 1. 地球温暖化対策計画	200
2. 2. 2. 低炭素社会実行計画（自主行動計画）の評価・検証	201
2. 2. 3. 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略	201
2. 2. 4. グリーンイノベーション基金	202
2. 2. 5. カーボンニュートラルに向けた投資促進税制	202
2. 2. 6. グリーンファイナンスの推進	202
2. 2. 7. 成長に資するカーボンプライシング	202
2. 3. イノベーションの推進	203
2. 3. 1. 革新的環境イノベーション戦略	203
2. 3. 2. MIへの参加	203
2. 3. 3. 東京ビヨンド・ゼロ・ウィークの開催	203
2. 4. 二酸化炭素回収・有効利用・貯留（CCUS）技術に関する取組	204
3. 廃棄物・リサイクル対策	205
3. 1. 各種リサイクル法の適正な施行	205
3. 2. レアメタルリサイクル対策	209
3. 3. リサイクル分野における我が国企業のアジア展開	209
3. 4. 海洋プラスチックごみ対策	209
3. 5. 循環経済政策	210
3. 6. バーゼル条約関連政策	211
4. 産業公害対策	211
4. 1. 大気汚染防止対策	211
4. 2. 水質汚濁防止対策	212
4. 3. 土壌汚染対策	212
4. 4. ポリ塩化ビフェニル（PCB）問題	213
4. 5. 公害防止管理者制度	213
4. 6. 環境影響評価制度	214
4. 7. 税制、財政投融资による公害防止設備投資支援	214

環境政策

1. 2020年度の環境関連政策に関する主な動き（総論）

1. 1. 地球温暖化対策に関する国際面の主な動き

地球温暖化問題は世界全体で取り組むべき喫緊の課題である。

I P C C（Intergovernmental Panel on Climate Change：気候変動に関する政府間パネル）の第5次評価報告書統合報告書（2014年）は、1880～2012年において世界平均地上気温が0.85[0.65～1.06]℃上昇したこと、1901～2010年において世界平均海面水位が0.19[0.17～0.21]m上昇したこと、雪氷の広範囲にわたる融解等を明らかにし、気候システムの温暖化については疑う余地がないと結論付けた。

地球規模での対策を進めるためには、米国や中国を始めとした主要排出国や今後大幅な排出量の増加が予測される発展途上国の取組への参加が不可欠であり、全ての国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みの構築を目指して、国際交渉を進めていく必要がある。

こうした考え方の下、2015年12月にフランス・パリにて開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、全ての国が参加する公平で実効的な2020年以降の法的枠組みの採択を目指した交渉が行われ、その成果として「パリ協定」が採択された。パリ協定は2016年11月に発効し2020年から本格的に運用開始された。

1. 2. 地球温暖化対策に関する国内面の主な動き

我が国における2019年度の温室効果ガスの総排出量は、12億1200万トン（CO₂換算）である。日本は、2014年度以降6年連続で排出量を削減しており、2013年度比で約14%削減している。排出量が減少した要因としては、オゾン層破壊物質からの代替に伴い、冷媒分野においてハイドロフルオロカーボン類（HFCs）の排出量が増加した一方で、エネルギー消費量の減少や、太陽光発電及び風力発電等の導入拡大や原子力発電の再稼働などによるエネルギーの国内供給量に占める非化石燃料の割合の増加等のため、エネルギー起源のCO₂排出量が減少したことなどが挙げられる。

2020年10月26日、第203回臨時国会における所信表明演説において、菅内閣総理大臣より「我が国は、2050年

までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言され、同月30日に開催された地球温暖化対策推進本部では、菅内閣総理大臣から、地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画、パリ協定に基づく長期戦略の見直しの加速化等の指示がなされた。

1. 3. 廃棄物・リサイクル対策に関する主な動き

我が国では、循環型社会を目指すべく、2000年代初頭より世界に先駆けて3R（Reduce, Reuse, Recycle）に取り組み、廃棄物処分量の削減やリサイクル率の向上等の着実な成果を上げてきた。こうした中、より良好な環境の維持と持続的な経済成長を両立させるために、循環型社会の構築を進め、環境制約・資源制約を同時に克服する手段として、3R政策及び循環経済政策は今後ますます重要性が高まるものと考えられる。経済産業省では、2020年度、主に以下の政策を実施した。

1. 各種リサイクル法の適正な執行
2. レアメタルリサイクル対策
3. リサイクル分野における我が国企業のアジア展開
4. 海洋プラスチックごみ対策
5. 循環経済政策
6. バーゼル条約関連政策

1. 4. 産業公害対策に関する主な動き

産業活動を原因とする公害については、高度経済成長の時代以来大幅な改善がなされてきたが、新製品や新技術の開発によって発生する新たな物質によって環境への影響が生じる場合等は、引き続き適切な対策を講じる必要がある。このため、経済と環境の両立を念頭に、現状における課題の解決や環境への負荷の未然防止の取組を行った。具体的には、1. 事業者によるVOC排出の抑制のための取組のフォローアップ、2. 「水銀に関する水俣条約」に係る対応、3. 水質汚濁防止対策に係る取組、4. 土壌汚染対策に係る取組、5. PCB廃棄物の適正な処理推進に係る取組、6. 公害防止管理者制度の普及啓発、7. 公害防止設備に係る財政投融资の延長等を実施した。

2. 地球温暖化対策

2. 1. 地球温暖化防止のための国際交渉

2. 1. 1. G7, G20における協力

2020年9月27日、28日に、サウジアラビアが主催するG20エネルギー大臣会合がテレビ会議形式で開催され、梶山経済産業大臣及び長坂経済産業副大臣、並びに鷲尾外務副大臣が出席した。同会合では、①循環炭素経済(CCE)の推進、②エネルギー・アクセス、③エネルギー安全保障・市場安定化の3点を中心に議論が行われ、閣僚声明及び付属文書が採択された。閣僚声明においては、3E+Sを実現するためのエネルギー転換の重要性等を再確認するとともに、各国の事情を反映しつつ排出をコントロールする包括的・実用的なアプローチである循環炭素経済(CCE)の推進等の重要性を共有した。

2020年11月21日、22日には、テレビ会議にてG20サミットが開催され、菅総理が出席した。成果文書として首脳宣言が採択され、G20エネルギー大臣会合の成果に留意するとともに、循環炭素経済(CCE)やエネルギー安全保障、エネルギー・アクセスの重要性について盛り込まれた。

2. 1. 2. 国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)

2015年11月30日～12月13日に、フランス・パリにおいて、COP21、京都議定書第11回締約国会合(CMP11)等が行われ、「パリ協定」が採択された。

パリ協定においては、世界共通の長期目標として、平均気温の上昇について、工業化以前よりも2℃を十分に下回ることや、世界の平均気温の上昇を工業化以前よりも1.5℃高い水準までのものに抑える努力を追求することへの言及、主要排出国を含む全ての国がNDCを5年ごとに提出・更新すること、各国はNDCの目的を達成するため緩和に関する国内措置を遂行すること、各国の次のNDCはその時点のNDCを超える前進を示すこと、共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告し、レビューを受けること、二国間クレジット制度(JCM)を含む市場メカニズムの活用、森林などの吸収源及び貯蔵庫の保全・強化の重要性、途上国の森林減少・劣化からの排出を抑制する仕組み等の実施と支援、適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施、先進国が引き続き資金を提供することと並んで途上国も自主的に資金の提供を行うこと、イノベーションの重要性、5年ごとに世界全体の進捗状況を把握する仕組み等が規定された。

2020年、新型コロナウイルスの感染拡大でCOP26は翌年に延期となったが、我が国としては、これまでの会合での議論の進捗をもとに、COP26でのパリ協定6条(市場メカニズム)に関連する実施規則等の採択に向け、引き続き貢献していく。

2. 1. 3. 二国間クレジット制度をはじめとした国際貢献

我が国は、優れた低炭素技術・製品等の普及による海外における温室効果ガス排出削減への貢献を促進させるための取組として、二国間等の枠組みを通じ、我が国の有する低炭素技術・製品の普及による海外における温室効果ガス排出削減への貢献を適切に評価する「二国間クレジット制度(JCM: Joint Crediting Mechanism)」の構築を推進している。

2020年度はJCMプロジェクトの案件発掘及び組成を目的とし、デジタル、再エネ・省エネ及びCCUS分野における調査事業中東、東南アジア地域(8件、6か国)にて実施した。また、優れた低炭素技術・製品等の導入による温室効果ガス排出削減効果の測定・報告・検証等を行う実証事業として、IoTを活用したプラント運用や送電システムの効率化・高度化事業の実施及び、エネルギー供給システムの調査を実施した。

またASEAN地域の脱炭素化の実現への貢献として、2019年度に日本主導で立ち上げたASEAN地域のエネルギー転換と低炭素社会の実現を目指す官民イニシアチブ「Cleaner Energy Future Initiative for ASEAN(CEFI A)」に基づく取り組みを進めた。2021年2月には第2回官民フォーラムを実施し、実行中のフラッグシッププロジェクトの進捗の共有や、今後の協力の方向性などに関する意見交換を行っている。

2. 2. 国内における地球温暖化対策

2. 2. 1. 地球温暖化対策計画

2016年11月に発効したパリ協定への対応として、2016年5月、地球温暖化対策の推進に関する法律(1998年法律第117号、以下「温対法」という)に基づく、地球温暖化対策計画を策定した。同計画では、2030年度の中間目標として、温室効果ガスの排出を2013年度比26%削減するとともに、長期的目標として、「我が国は、パリ協定を踏

まえ、全ての主要国が参加する公平かつ実効性ある国際枠組みの下、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。」こととしている。

また、我が国は、パリ協定第4条第19項において、各締約国の努力義務として策定が求められている、長期的な温室効果ガス低排出型の発展のための戦略(長期低排出発展戦略)を策定するため、2018年8月に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会(パリ協定長期成長戦略懇談会)」を設置し、同懇談会での議論を踏まえ、2019年6月11日、我が国はパリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略を閣議決定した。同戦略では、「我が国は最終到達点として「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現していくことを目指す。それに向けて、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減という長期的目標を掲げており、その実現に向けて大胆に取り組む」としている。

温対法第9条において、「政府は、少なくとも3年ごとに」「地球温暖化対策計画に定められた目標及び施策について検討を加え」、「検討の結果に基づき、必要があると認めるときは、速やかに、地球温暖化対策計画を変更しなければならない」と規定されていること等から、長期のビジョンを見据えつつ、地球温暖化対策計画の見直しを含めた我が国の気候変動対策について審議を進めるため、中央環境審議会地球環境部会中長期の気候変動対策小委員会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会地球温暖化対策検討ワーキンググループ合同会合を設置し、2020年9月1日から審議を開始した。10月30日に開催された地球温暖化対策推進本部での総理指示を受け、審議を加速させることとし、同年12月16日には第2回、2021年2月26日には第3回の合同会合を開催し、審議を深めた。

2. 2. 2. 低炭素社会実行計画(自主行動計画)の評価・検証

産業界においては、1997年に日本経済団体連合会(経団連)が環境自主行動計画を策定して以降、各業界団体は自主的に地球温暖化対策に取り組んできた。自主行動計画に続く新たな計画として、2013年1月に「経団連低炭素社会実行計画(フェーズ1)」、2015年4月に「2030年に

向けた経団連低炭素社会実行計画(フェーズ2)ー産業界のさらなる挑戦ー」が経団連から発表され、1. 国内の事業活動から排出されるCO₂の2020年における削減目標の設定、2. 消費者・顧客を含めた主体間の連携の強化、3. 途上国への技術移転など国際貢献の推進、4. 革新的技術の開発、に取り組むことで、産業界は地球規模での排出削減に一層の貢献を果たしている。経団連に加盟していない業種も含め、これまでに115業種(産業部門:54業種、業務その他部門:41業種、運輸部門:17業種、エネルギー転換部門:3業種)が温室効果ガス排出削減計画(以下、これら各業種の計画を「低炭素社会実行計画」という。)を策定し、産業・エネルギー転換部門の排出量の約9割近く、全部門の約5割をカバーするに至っている。政府としては、低炭素社会実行計画の透明性・信頼性・目標達成の蓋然性が向上するよう、関係審議会等での定期的なフォローアップを行うこととしている。

2019年度実績に基づく2020年度の評価・検証は、審議の活性化を図るため、事前の書面質疑応答等のフォローアッププロセスを行った上で実施した。各業種の2020年目標、2030年目標に対する2019年度実績の進捗状況については、2020年12月~2021年3月にかけてフォローアップ審議会を開催し、経済産業省所管及び環境省所管の44業種全てで、目標達成に向け取組が前進していることを確認した。また、他部門での貢献は42業種、海外での削減貢献は26業種、革新的技術は32業種が取組の進捗を報告し、業界や部門の枠組みを超え、国内外での排出削減に貢献していることを確認した。また、2030年目標を達成済みの業界は目標の更なる深掘りをすべきとの審議会での指摘を踏まえ、2020年度の評価・検証では、2業種で目標見直しを実施し、PDCAサイクルが適切に実施されていることを確認した。

2. 2. 3. 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

経済産業省が中心となり、関係省庁と連携して「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定し、2020年12月の成長戦略会議で報告した。この戦略は、菅政権が掲げる「2050年カーボンニュートラル」への挑戦を、「経済と環境の好循環」につなげるための産業政策である。今回のグリーン成長戦略では、カーボンニュートラ

ルに伴い成長が期待される 14 の重要分野ごとに、高い目標を掲げた上で、現状の課題と今後の取組を明記し、予算、税、規制改革・標準化、国際連携など、あらゆる政策を盛り込んだ実行計画を策定した。

2. 2. 4. グリーンイノベーション基金

2050 年までのカーボンニュートラル目標は、「今世紀後半のなるべく早期」という従来の政府方針に比べ、大幅な前倒しであり、並大抵の努力では実現できない。そのため、エネルギー・産業部門の構造転換や、大胆な投資によるイノベーションといった現行の取組を大幅に加速させることが重要である。グリーン成長戦略の 14 の重点分野のうち、このような観点から特に政策効果が大きく、社会実装までを見据えて長期間の継続支援が必要な領域において、革新的技術の研究開発から社会実装までを継続して支援するべく、2021 年 3 月、NEDO に「グリーンイノベーション基金」を造成した。今後は、産業構造審議会グリーンイノベーションプロジェクト部会での審議を経て策定した基本方針に基づき、①CO₂削減効果や経済波及効果等のインパクト、②技術的困難度や実現可能性等の政策支援の必要性、③技術・産業分野の潜在的な市場成長性・国際競争力等の評価軸により、想定されるプロジェクトの優先度を評価しながら、具体的なプロジェクトの実施に向けた議論を進めていく。

2. 2. 5. カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

令和 3 年度税制改正において、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制として、産業競争力強化法に基づく計画認定制度の計画の認定を受けた事業者がグリーン社会への転換に向けた設備投資を行った場合に、税額控除等ができる措置を創設した。

また、2021 年 2 月には、同計画認定制度の新設等を盛り込んだ「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案」が閣議決定された。

2. 2. 6. グリーンファイナンスの推進

世界の投資資金の流れは大きく変化している。ESG 投資額が 2020 年時点で約 3500 兆円規模に拡大するなど、投融资にかかる意思決定における企業評価の基準に、気候変動への取組を組み込む動きが拡大している。

EU タクソミーはグリーンリストとして広く認識されているものの、これだけで脱炭素化を実現することは困難とも考えられる。2020 年 9 月には「環境イノベーションに向けたファイナンスのあり方研究会」においてグリーンのみならず脱炭素に向けた省エネやエネルギー転換などによるトランジション、革新的イノベーションに同時に資金を供給すべきとした「クライメート・イノベーション・ファイナンス戦略 2020」を策定した。

さらに脱炭素への「移行」に資金供給を促す「トランジション・ファイナンス」を推進すべく、2021 年 1 月に、「トランジション・ファイナンス環境整備検討会」を設置し、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針の策定に向けた議論を開始した。

気候変動対策の重要性が高まる中、企業等には適切な情報開示が求められている。G20 の意向を受けて金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）が 2017 年 6 月に最終報告書を取りまとめ、開示拡充の礎となっている。

日本企業の貢献や強みを「見える化」し、投資家に対しても積極的に情報発信していくことで、このような投資の流れを日本にも呼び込んでいくことが重要であるという観点から、2018 年 8 月に設置した「TCFD 研究会」のもと、2018 年 12 月に「気候関連財務情報開示に関するガイダンス（TCFD ガイダンス）」を策定、2019 年 5 月に民間主導で設立された TCFD コンソーシアムにおいて、同ガイダンスを拡充した「TCFD ガイダンス 2.0」が 2020 年 7 月に公表された。

また、2020 年 10 月には、2019 年に引き続き第 2 回目の「TCFD サミット」を開催。世界の産業界・金融界のリーダーが集結し、革新的環境イノベーションや着実な移行（トランジション）の取組へのファイナンスが進むよう、「機会」について更なる TCFD 開示の活用の在り方を議論した。加えて、革新的な環境イノベーションの推進の一助として、「TCFD サミット」においてイノベーションに取り組む企業をとりまとめた「ゼロエミ・チャレンジ」企業リスト第一弾の公表を行った。

2. 2. 7. 成長に資するカーボンプライシング

2021 年 2 月に、「世界全体でのカーボンニュートラル実

現のための経済的手法等のあり方に関する研究会」を設置し、我が国にとって「成長に資するカーボンプライシング」とは、いかなる制度設計が考えられるか、炭素税や排出量取引制度のみならず、国境調整措置やクレジット取引等といった選択肢も含めて、幅広く議論を開始した。

2. 3. イノベーションの推進

2. 3. 1. 革新的環境イノベーション戦略

2020年1月に、世界のカーボンニュートラル、さらには過去のストックベースでのCO₂削減(ビヨンド・ゼロ)を可能とする革新的技術を2050年までに確立することを目指す「革新的環境イノベーション戦略」を策定した。本戦略は、①16の技術課題について、具体的なコスト目標等を明記した「イノベーション・アクションプラン」、②これらを実現するための、研究体制や投資促進策を示した「アクセラレーションプラン」、③社会実装に向けて、グローバルリーダーとともに発信し共創していく「東京ビヨンド・ゼロ・ウィーク」から構成されている。具体的な戦略実現に向けた取組として、府省横断でイノベーション確立までの道筋の検証を行うなど、本戦略を実行する司令塔として、「グリーンイノベーション戦略推進会議」及び「グリーンイノベーション戦略推進会議WG」を2020年7月に新設し、「革新的環境イノベーション戦略」を推進した。

2. 3. 2. MIへの参加

2020年9月にクリーンエネルギー関連の研究開発強化に係る国際イニシアティブ「ミッション・イノベーション(MI)」の第5回閣僚会合が開催された。同時にサイドイベントが9月16日から9月28日に開催された。2020年は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大のため、オンライン開催となった。

第5回閣僚会合では、これまでの成果の振り返りとインパクト評価等について報告があり、2021年に開始から5年の第1期マンデートが終了するのに伴い今後5年間の第2期(MI2.0)の活動、共同メンバー声明等に関する議論が行われた。

日本からは、新型コロナウイルス感染症からの回復に当たっては、持続可能な成長への配慮が必要とされる中、技術開発を通じた中長期の地球温暖化対策への取組が重要であり、イノベーションと国際連携の視点からこの課題

を克服しようとするMIの活動について関心を持っており、引き続き連携を追求する旨を表明した。これに関連し水素基本計画の策定と日本で開催される10月の水素閣僚会議への参加を会合参加閣僚に案内した。

また、クリーンエネルギー分野におけるイノベーションの加速に貢献する個人を表彰する「第2回MIチャンピオン・プログラム」に日本からも参加した。

2. 3. 3. 東京ビヨンド・ゼロ・ウィークの開催

2020年10月、経済産業省は「ビヨンド・ゼロ」(世界全体のカーボンニュートラルとストックベースでのCO₂削減)を可能とする革新的技術の確立と社会実装に向けて、個別の挑戦課題と社会実現の道筋・手法を提示することを目指すべく、「東京ビヨンド・ゼロ・ウィーク」(10月7～14日)として、環境・技術政策に係る会議であるICEF、RD20及びTCFDサミット、エネルギー政策に係る会議であるLNG産消会議、カーボンリサイクル産学官国際会議及び水素閣僚会議を初めて連続的に開催した。オンラインで開催したこともあり、世界約50か国から300名が講演し、聴衆数は前年の各会議の参加者の約3倍となり、1万名を超えた。それぞれの会合では、「経済と環境の好循環」の具体的道筋・絵姿を世界共有の価値として提示しつつ、日本から世界へのイノベーションの発信、世界から日本へのインプットという相互作用を不断に発展させていく場とするため、菅総理・梶山経済産業大臣をはじめ、世界各国政府閣僚級、IEA等の国際機関、各国研究機関、イノベーションリーダー、産業界からの参加者が、講演や議論等を行った。

①Innovation for Cool Earth Forum (ICEF)

地球温暖化問題を解決する鍵は「イノベーション」であるという認識のもと、地球温暖化問題解決に資するイノベーションを促進するため、世界の産学官のリーダーが議論するための知のプラットフォームとして、政府は「Innovation for Cool Earth Forum(ICEF、アイセフ)」を2014年から毎年開催している。

第7回のICEF年次総会が、2020年9月28日～10月2日、10月7日～8日に渡って開催され、約80か国から約1,300名以上が参加した。本会合では、「COVID-19を踏まえた『ビヨンド・ゼロ』社会に向けた取組；ジェン

「ダー平等に焦点を当てて」をメインテーマに掲げ、世界に向けて発信する提言として I C E F 2020 ステートメントが発表された。本ステートメントは、日本の「東京ビヨンド・ゼロ・ウィーク」を歓迎するとともに、コロナ禍においても革新的環境イノベーション戦略に基づき「ビヨンド・ゼロ」を可能にする革新的な技術の確立に向けた取り組みを加速化する必要性について提言した。また、ビヨンド・ゼロ社会に向けて将来性のある技術「バイオマス炭素除去・貯蔵 (B i C R S)」についてロードマップを作成した。

② R D 20

2019 年に創設された「R D 20 (Research and Development 20 for clean energy technologies)」は、CO₂大幅削減に向けた非連続なイノベーション創出に繋げるため、クリーンエネルギー技術分野における G 20 の研究機関のリーダーを集めた国際会議である。

第 2 回会合はオンラインにより 2020 年 9 月に技術セッション、同 10 月にリーダーズセッションを開催し、のべ 1,600 人の参加登録者があった。産業技術総合研究所の理事長が議長を務めたリーダーズセッションでは、G 20 各国の研究機関代表らにより、各国機関におけるクリーンエネルギー技術に関する研究開発の現状及び展望についてプレゼンテーション等が行われた。

第 2 回会合開催の結果、G 20 研究機関代表らからの意見を「リーダーズサマリー」として集約し発表するとともに、各国のクリーンエネルギー技術の開発動向を「R D 20 Now & Future 2020」として文書に取りまとめ公表した。加えて、産業技術総合研究所と海外研究機関間で 22 件の共同研究契約の締結に至った。

③ T C F D サミット

気候変動対策に積極的に取り組む企業に対する円滑な E S G 資金の供給を促すため、我が国は企業による気候変動関連の取組を開示する枠組みである T C F D の提言に基づく情報開示を推進しており、2021 年 3 月末時点では我が国の T C F D 賛同機関数は 400 機関に迫り、世界最多となっている。

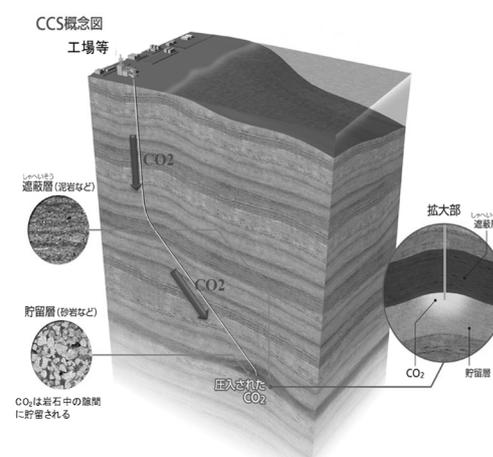
2019 年 10 月には、東京に各国の産業界・金融界のリーダーが集まり、世界初となる「T C F D サミット」を開催

し、気候変動対策に関して、「エンゲージメントの重要性」、「オポチュニティ評価の重要性」などの基本コンセプトに合意した。2020 年 10 月 9 日、経済産業省は第 2 回 T C F D サミットをオンライン開催し、産業界・金融界のリーダーに更なる T C F D 提言の活用に向けて議論いただいた。菅総理による T C F D 支持表明から始まった第 2 回サミットでは、T C F D 提言を実務に定着、発展させていくことを目的に、実務家による議論も行われた。本サミットを通じて、気候関連財務情報開示の認識と知見を共有し、日本から世界に対して、T C F D 賛同拡大に向けた取組を発信した。

2. 4. 二酸化炭素回収・有効利用・貯留 (C C U S) 技術に関する取組

二酸化炭素回収・有効利用・貯留 (C C U S : Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage) 技術とは、化学プラント・製油所・発電所等から排出されるガスから CO₂ を分離・回収し、有効利用したり、地中に長期隔離したりすることにより、大気中への CO₂ 放出を低減し、地球温暖化を防止する技術である。C C U S は地球温暖化対策の重要な選択肢の一つとして、世界各国で実用化に向けた取組が活発化しているところであり、我が国も C C S 実用化に向けた取組を加速している。具体的には国内での C C U S 研究開発・実証関連事業、安全性評価に係る技術開発やコスト削減のための技術開発、C C U S に係る海外展開・国際協力等の取組を実施した。

図 1 二酸化炭素回収・貯留技術の概要



(1) CCUS研究開発・実証関連事業

我が国では、2020年頃のCCUS技術の実用化を目指すとともに、2019年6月に閣議決定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」においては「とりわけ石炭火力発電については、商用化を前提に、2030年までにCCSを導入することを検討する」と位置付けている。このような背景の下、苫小牧市におけるCCS大規模実証試験において、2016年度からCO₂の圧入を実施してきた。2019年11月に当初目標としていた30万トンの圧入を達成し、分離・回収から圧入・貯留までの一貫システムとしてのCCS操業技術を獲得した。2030年の商用化に向けて、船舶によるCO₂長距離輸送の実現可能性調査及び苫小牧CCS設備を有効利活用しカーボンリサイクルの展開を進めていく為の実現可能性調査を実施した。またCCS事業化に向け、制度設計や事業環境整備に関する調査も実施した。また、CO₂圧入・貯留を安全に実施するために必要となる安全管理技術の研究開発を実施してきており、今後も引き続き実施する。

図2 苫小牧CCS実証事業



(2) 二酸化炭素貯留適地調査

2005年度二酸化炭素地中貯留技術研究開発成果報告書(公益財団法人地球環境産業技術研究機構)によると、国内には合計で1,450億トン以上のCO₂貯留ポテンシャルがあると試算されているが、これは限られた基礎データに基づく推定であり、地質の不均質性を考慮すると、個々の候補地点の貯留ポテンシャルには大きな不確実性がある。

このため、国内の海域における有望なCO₂貯留可能地点を特定することを目的に、大きな貯留ポテンシャルを有すると期待される地点を対象として、地質調査等を進めている。2016年度においては、2次元および3次元弾性波

探査や既存データの解析等を実施し、今後のより詳細な地質調査に向けた計画を策定した。

(3) CCUSに係る海外展開、国際協力

二国間協力の取組みとしては、CCUS分野の二国間クレジット取得のための実現可能性調査の一環として、サウジアラビア、タイ、インドネシアと二国間ワークショップを開催し、CCUS分野に係る協力深化を図った。また、2020年9月に豪州と、10月に米国と、CCUSおよびCRに関する二国間ワークショップを開催し、事業紹介や技術に関する意見交換を行うとともに協力可能性について議論を行った。多国間協力の取組みとしては、2020年11月に開催された第14回東アジアサミットエネルギー大臣会合(EAS-EMM)において、我が国から、アジア全域でのCCUS活用に向けた環境整備や知見を共有することを目的として「アジアCCUSネットワーク」の設立を提案し、各国から歓迎の意が示された。また、CEM、CSLFといったCCUS関連国際機関やCO₂の海底下貯留に関するロンドン条約会合などの国際会議の動向を調査するとともに、日本のCCSに関する取組を発信した。加えて、CCS技術の標準化に関する取組みも継続して推進している。

3. 廃棄物・リサイクル対策

3.1. 各種リサイクル法の適正な施行

(1) 資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)

資源有効利用促進法は、10業種、69品目に対して3Rの取組を求め、資源生産性の向上や最終処分量の低減等を図るものである。特に、特定再利用業種のうち、紙製造業(古紙利用率)・ガラス容器製造業(カレット利用率)、再資源化製品であるパソコン・密閉型蓄電池(再資源化率)については、法定目標を定めている。

<達成状況>

○特定再利用業種

2020年度の紙製造業における古紙利用率は、67.5%(65%)、ガラス容器製造業におけるカレット利用率は、77.4%(75%)であった。(括弧内は2020年度までの目標)

上記目標は2020年度までであったことから、2020年12月に産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイク

ル小委員会において、2025 年度までの目標について検討を行い、2021 年 3 月に「紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」及び「ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」を改正した（古紙利用率 65%（前回同）、カレット利用率 76%（+1%））。

○指定再資源化製品

2019 年度の密閉形蓄電池の再資源化率は、ニカド電池 71.5%（60%）、ニッケル水素電池 76.6%（55%）、リチウムイオン電池 56.8%（30%）、小形制御弁式蓄電池 50.1%（50%）、パソコンの再資源化率は、デスクトップ型パソコン本体 80.1%（50%）、ノートブック型パソコン 62.5%（20%）、ブラウン管式表示装置 67.8%（55%）、液晶式表示装置 78.5%（55%）であった。（括弧内は法定目標）

また、事業者によるラベルの使用量削減などの識別表示を取り巻く状況の変化に鑑み、一層の効果的なリデュース等を推進するため、検討委員会を設置し、「ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充てんされたものの表示の基準となるべき事項を定める省令」及び「鋼製又はアルミニウム製の缶であって、飲料が充てんされたものの表示の基準となるべき事項を定める省令」の改正を行い、2020 年 4 月 1 日より施行した。

（2）容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

（ア）概要

容器包装リサイクル法は、家庭ごみの中で大きな割合を占めている（容積比で約 6 割、重量比で約 2～3 割）容器包装廃棄物を対象として、消費者による分別排出、市町村による分別収集（選別保管を含む、以下同じ）、事業者による再商品化という関係者の適切な役割分担の下でリサイクルを推進する制度である。

この制度の下、市町村は、一般廃棄物の処理について統括的な責任（廃棄物処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2）を有する中、容器包装リサイクル制度へ参加する場合には、分別収集計画を定め、分別収集の義務を負う（容器包装リサイクル法第 10 条第 1 項）。

次に、分別収集を行う市町村の住民たる消費者は、分別排出の義務を負う（容器包装リサイクル法第 10 条第 3 項）。

そして、特定事業者は、再商品化義務を負う（容器包装リサイクル法第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項、第 13 条第 1 項）。製品の容器包装の選択・決定をする者が再商品化義務を負うことにより、再商品化費用は内部化される。

（イ）制度の見直し

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 76 号）附則第 4 条の規定に基づき、2013 年 9 月から、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会循環型社会部会容器包装の 3 R 推進に関する小委員会合同会合において、制度見直しの検討を進め、2016 年 5 月に「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」が取りまとめられた。

同報告書では、一定の成果を上げている本制度の強靱性や持続性を高めていくためには、より一層、社会全体のコスト低減を目指した効率化を図ることが必要であり、また、各々の課題は複合的に関連していることから、個別の対策だけでは十分な効果が得られない側面があるため、複合的に関連する課題を総合的にとらえて対策を講じることが重要であるとして、循環を経済性の観点から自律的に生じさせるための各施策がまとめられた。

さらに、「プラスチック資源循環戦略」に掲げたレジ袋有料化義務化について、2019 年 9 月にレジ袋有料化の在り方を検討するための審議会を環境省と合同で立ち上げ、レジ袋を利用する消費者をはじめ、流通業界等の関係業界や中小・小規模事業者等の意見を広く聴取した上で、その制度の在り方を検討し、2019 年 12 月 27 日に「小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」を改正し、2020 年 7 月 1 日に施行した。

（ウ）容器包装リサイクル法に基づく市町村による分別収集、指定法人による再商品化の実績（2020 年度実績）

容器包装リサイクル法に基づき市町村により分別収集され、指定法人に引き渡された容器包装廃棄物の量は約 126 万トン、再商品化製品の販売量は約 96 万トンとなっている。

特定事業者から指定法人への再商品化委託申込総額は約 457 億円となり、そのうち、プラスチック製容器包装が

約 399 億円であり、大部分を占めている。紙製容器包装と PET ボトルは有償落札となり、有償落札分は指定法人を通じて市町村へ支払われている。

一般廃棄物（容器包装廃棄物以外も含む）の総排出量（2019 年度実績）は 4,274 万トンとなり、法制定時（1995 年、5,222 万トン）から約 18%減少している。1 日 1 人当たりのごみ排出量は 918 g となり、法制定時（1995 年、1,138 g）から約 19%減少している。一般廃棄物の最終処分場の残余年数は 21.4 年となり、法施行前（1990 年、7.6 年）と比較して延命化が図られている。

（3）特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

（ア）家電 4 品目の施行状況

家電 4 品目（エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）のリサイクルについては、2001 年 4 月に施行された家電リサイクル法に基づき、小売業者による排出者（消費者）からの引取り及び指定引取場所への収集運搬、製造業者等による指定引取場所における引取り及びリサイクル施設における再商品化等が行われている。

（イ）2014 年 10 月の報告書を踏まえた取組

経済産業省及び環境省は、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会の合同会合で取りまとめられた 2014 年 10 月の報告書を踏まえ、所要の取組を進め、2016 年 3 月には回収率の目標達成に向けたアクションプランを策定し、関係主体と協力しながら、適正排出を促進するための点検や普及啓発、不法投棄防止等の取組を行ってきた。さらに、違法業者・違法行為の対策・指導等も継続的に実施している。

これらの結果、2019 年度（2019 年 4 月～2020 年 3 月）の回収率は、4 品目合計で 64.1%となり、回収率目標（2018 年度に 56%以上）を達成した。

（ウ）引取りの状況

2020 年度（2020 年 4 月～2021 年 3 月）に、製造業者等が全国の指定引取場所において引き取った廃家電 4 品目は、合計約 1,602 万台（前年度比 8.4%増）である。

（エ）家電リサイクルプラントの状況

家電リサイクルプラントに搬入された廃家電からは、リ

サイクル処理によって鉄、銅、アルミニウム、ガラス、プラスチック等有価物として回収されており、2020 年度は製造業者等全社において法定基準を上回る再商品化率が達成された。品目別再商品化率では、エアコン 92%（法定基準 80%）、ブラウン管式テレビで 72%（同 55%）、液晶・プラズマテレビ式 85%（同 74%）、冷蔵庫・冷凍庫で 81%（同 70%）、洗濯機・衣類乾燥機で 92%（同 82%）と、法定基準を上回る再商品化率が達成された。

また、温室効果ガスであるフロン類について、エアコンの冷媒フロン類は約 2,505 トン、冷蔵庫・冷凍庫の冷媒フロン類は約 161 トン、洗濯機・衣類乾燥機の冷媒フロン類は約 38.3 トン、冷蔵庫・冷凍庫の断熱材フロン類は約 277 トンが回収された。これらはいずれも回収後に適切に再生、再利用又は破壊された。

（オ）小売業者に対する行政指導等

経済産業省及び環境省は、家電リサイクル法の遵守状況を把握するため、家電リサイクル法に基づく立入検査及び報告徴収を実施し、義務違反に対しては指導や勧告を行っている。

2020 年度は 230 件の立入検査を実施し、このうち 151 件において、のべ 387 件の行政指導等を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、一部の立入検査を差し控えたため、2019 年度と比較して検査件数は減少した。

（4）食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

（ア）概要

食品リサイクル法は、食品の売れ残りや食べ残し、又は食品の製造過程において発生したくずなどの食品廃棄物等について、その発生抑制と減量化により最終処分量の減少を図るとともに、資源として飼料や肥料等に再生利用又は熱回収するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進する制度である。

（イ）再生利用等実施率

食品廃棄物等の発生抑制や減量化を計画的に推進するため、基本方針において、食品循環資源の再生利用等の実施率の目標を業種別に定めている。2018 年度の再生利用等の実施率は、食品製造業 95%（2024 年度までの目標 95%）、食品卸売業 62%（同 75%）、食品小売業 51%（同

60%)、外食産業 31% (同 50%) となっている。

(ウ) 再生利用等促進のための制度執行状況

食品リサイクル法に基づく、登録再生利用事業者は 2020 年 6 月 30 日現在で 161 者、再生利用事業計画認定件数は 2020 年 7 月 31 日現在で 50 件となっている。

(5) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)

(ア) 概要

使用済自動車は、有用金属・部品を含み資源として価値が高いものであるため、従来から解体業者や破砕業者においてリサイクル・処理が行われてきた。

他方、産業廃棄物最終処分場の逼迫により使用済自動車から生じるシュレッダーダストを低減する必要性が高まっていた。また、最終処分費の高騰、鉄スクラップ価格の不安定な変動により、従来のリサイクルシステムは機能不全に陥りつつあり、不法投棄や不適正処理の懸念も生じている状況であった。

このため、市況に左右されない安定した自動車リサイクルシステムの構築が求められ、自動車製造業者等を中心とした関係者の役割と責任を明確にした新たな仕組みを構築した。

(イ) 施行状況

2020 年 8 月 19 日に開催された産業構造審議会自動車リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会自動車リサイクル専門委員会第 48 回合同会議において、2019 年度の自動車リサイクル法施行状況が報告された。リサイクル率の達成状況、リサイクル料金の預託状況、不法投棄・不適正保管の状況については以下のとおり。

(A) リサイクル率の達成状況

シュレッダーダストとエアバッグ類のリサイクルを推進するため、自動車リサイクル法では、法施行時から段階的に高めていく形で、事業者が達成すべきリサイクル率の基準を定めている。

2019 年度は、シュレッダーダストとエアバッグ類それぞれについて、基準を大きく上回るリサイクル率を達成した。

	基準	実績
シュレッダーダスト	50 (2010 年度～)	95.6～97.2
エアバッグ	85	94～95

(B) リサイクル料金の預託状況 (2020 年 3 月累計)

これまで、リサイクル料金は大きな混乱なく順調に預託されている。2019 年度の預託台数及び預託金額はそれぞれ以下のとおり。(数字は四捨五入、「新車登録時」と「引取時」を合わせた値が「合計」に一致しない場合がある。)

	新車登録時	引取時	合計
台数(万台)	504	4	508
金額(億円)	506	2	509

また、2020 年 3 月末の累計預託台数及び預託金額残高は、それぞれ以下のとおり。

累計台数(万台)	預託残高(億円)
8,048	8,618

(C) 不法投棄・不適正保管の状況

全国の都道府県等による調査によれば、不法投棄・不適正保管の車両は以下のとおり着実に減少している。

2004 年 9 月 (施行前) : 約 22 万台

2020 年 3 月末 : 約 5 千台

これは、自動車リサイクル法の施行に伴い、使用済自動車はすべて廃棄物とみなされるようになったため行政側の指導が容易になったことや、離島対策等推進事業が順調に進捗したことが主な要因と考えられる。

(ウ) 自動車リサイクル制度の評価・検討

「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」(2015 年 9 月)では、「自動車リサイクル制度は、こうした状況変化に遅滞なく柔軟に対応し、中長期的に適切に機能するものである必要があり、そのためには、今後とも定期的にフォローアップを行うとともに、5年後を目途に評価・検討を行うことが適当である。」とされている。これを受けて、2020 年 8 月の第 48 回から合同会議を集中開催し、自動車リサイクル法の施行状況に関する関係者へのヒアリングや意見交換を通じて制度の評価・検討を開始し、「自動車リサイクル制度の安定化・効率化」「3Rの推進・質の向上」「変化への対応と発展的要素」の3つの柱に沿って、対応の方向性を議論した。

(6) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）

(ア) 概要

2013年4月に施行された小型家電リサイクル法は、使用済小型電子機器等（小型家電）の再資源化に係る事業計画について国の認定を受けた事業者がその回収・処理を行う際、本来自治体ごとに必要な廃棄物処理法の許可を不要とし、広域で事業を行いやすくすることで、まとまった回収量を確保し、効率的にリサイクルできるようにすることを目的とした促進型の制度である。小型家電リサイクル法で対象となる小型家電は、一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なものと定めている。

(イ) 施行状況

小型家電リサイクル法に基づき、2021年3月末時点で55事業者の再資源化事業計画が認定されるとともに、2018年度は約10万トンの小型家電が市町村及び認定事業者等により回収され、有用金属等が再資源化されている。

なお、同法の基本方針における、小型家電の回収量目標である年間14万トン（2018年度まで）は達成できていない。

(ウ) 小型家電リサイクル制度の評価・検討

法施行後5年を経過したことから、小型家電リサイクル法附則第2条の規定に基づき、産業構造審議会小型家電リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会との合同会合を開催し、小型家電リサイクル制度の評価・検討に向けて議論を実施した。合同会合における検討を踏まえ、基本方針の改正を行い、再資源化を実施すべき量は、2023年度までに1年当たり14万トン回収する目標に変更するとともに、リチウム蓄電池使用製品等の安全な処理に向けて、各関係主体に求められる取組等を定めた。

3. 2. レアメタルリサイクル対策

レアメタルは、自動車やIT製品等の製造に必要な不可欠な素材であり、我が国の産業競争力を有する様々な先端デバイス・製品に用いられている。

今後、これら製品の市場が拡大するにつれて、レアメタ

ルを含む使用済製品の排出量が増加することが見込まれ、リサイクルにより、使用済製品に含まれるレアメタル回収による資源確保を着実に進めていくことが必要である。

このため、2017年度から、我が国の都市鉱山の有効利用を促進するため、小型家電等からレアメタル等の金属資源を効率的にリサイクルする革新技術・システムの開発事業を実施している。

3. 3. リサイクル分野における我が国企業のアジア展開

我が国企業のリサイクルに関する技術やオペレーションノウハウを活用し、海外でのビジネス展開を促進するため、2019年6月に経協インフラ戦略会議においてリサイクル分野の海外展開戦略を公表し、アジア各国を中心とした海外のリサイクル市場の獲得と適切な国際資源循環の確保に向けて、我が国企業の海外展開を積極的に支援している。

2020年度に実施した具体的な取組としては、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）交付金を活用し、タイにおける使用済自動車及び電気・電子機器廃棄物の適切なリサイクル制度確立と、リサイクル技術の導入に向けた実証事業を実施した。使用済自動車については、有害廃棄物の適正処理を含めた使用済自動車の適正な解体手法の確立等を実施し、2020年度までの5年間の事業終了後、本事業成果のタイでの導入に向け、フォローアップ事業により、現地の廃車情報を基にしたリサイクル情報システム整備のための支援を実施している。電気・電子機器廃棄物については、新型コロナウイルス感染症の拡大により設備導入が遅れたものの、同設備導入により実証事業が再開し、2021年度に終了予定となっている。

3. 4. 海洋プラスチックごみ対策

プラスチックは、軽量かつ丈夫であり加工性に優れるといった特性を持ち、私たちの日常生活に利便性をもたらす素材として、これまで幅広く活用されている。その一方で、新興国の経済発展と世界的な生産量の増加に伴い、近年、プラスチックごみによる海洋汚染が世界的に問題視されるようになってきた。

こうした中、2019年5月に策定した「プラスチック資源循環戦略」では、国内でプラスチックを巡る資源・環境両面の課題を解決するとともに、日本モデルとして我が国

の技術・イノベーションや環境インフラを世界全体に広げ、SDGs（持続可能な開発のための2030アジェンダ）でも求められている地球規模の資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等の同時解決に貢献し、我が国の新たな成長の源泉としていくこととしている。

同戦略の策定以降、3R+Renewableの基本原則に沿った形で、幅広い主体において創意工夫に基づくプラスチック資源循環の一層の高度化に向けた先進的な取組が進められた。こうした取組をより強力に後押しする環境整備及びイノベーションを促進するため、経済産業省と環境省は、2020年5月から、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ及び中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会を開催し、「プラスチック資源循環戦略」に基づく具体的な施策のあり方について検討を重ねた。

そして、2021年1月に「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」を同審議会に取りまとめ、資源循環の高度化に向けた環境整備の具体化を通じて、循環経済への移行に向けた再設計を進め、

- ① 資源・廃棄物制約、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向けて取り組む必要がある海洋プラスチックごみ問題、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて取り組む必要がある気候変動問題等の同時解決に貢献することはもとより（環境面）、
- ② プラスチック資源循環への貢献をグローバル市場における中長期的な競争力の確保につながる我が国の新たな成長エンジンと捉え、中小企業を含むあらゆる企業にとっての成長分野として投資ができる環境整備を進め（経済面）、
- ③ 少子高齢化への対応や消費者のライフスタイル変革を促すことで（社会面）、

「環境、経済、社会の三方よし」を目指していくこととした。

さらに、こうした考え方を踏まえ、多様な物品に使用されているプラスチックについて、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理に至るまで、ライフサイクルを通じて広く関わる主体におけるプラスチック資源循環の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を内容とする「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」

が2021年3月9日に閣議決定され、第204回通常国会に提出した。

その他、経済産業省としては、我が国が有する強みを活かして、代替素材等のイノベーションを通じて、世界へ貢献することを目指し、2019年5月7日に策定された「海洋生分解性プラスチックの開発・導入普及に向けたロードマップ」に基づく施策を進めている。

また、プラスチック製品のサプライチェーンを構成する幅広い事業者から成る官民一体の枠組みとして設立された「クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス（CLOMA）」においては、2020年5月14日に、海洋プラスチックごみの削減に貢献するため、2050年までに容器包装等のプラスチック製品100%リサイクルを目指した「CLOMAアクション・プラン」が策定された。

3. 5. 循環経済政策

1999年に、当時喫緊の課題であった最終処分場の逼迫と資源制約等の問題を受け、以降の3R政策の礎となる基本的方向性を示すものとして、「1999年循環経済ビジョン」を策定した。今般、「1999年循環経済ビジョン」策定以降の国内外の経済社会情勢の変化等を踏まえ、これまでの廃棄物・環境対策としての3Rではなく、「環境と成長の好循環」につなげる経済活動としての循環経済への転換の必要性など、我が国の循環経済政策の目指すべき方向性を提示する新たな循環経済ビジョンとして、2020年5月に「循環経済ビジョン2020」を策定した。本ビジョンでは、我が国企業がこれまでの3Rの取組の中で培ってきた強みをグローバル市場で発揮し、中長期的な産業競争力強化につなげるべく、①循環性の高いビジネスモデルへの転換、②市場・社会からの適正な評価の獲得、③レジリエントな循環システムの早期構築の3つの観点から、我が国の循環経済政策の目指すべき基本的な方向性を提示している。

また、サーキュラー・エコノミー及びプラスチック資源循環に資する取組を進める我が国企業が、国内外の投資家や金融機関から適正に評価を受け、投融資を呼び込むことができるよう、開示及び対話・エンゲージメントの手引きとして、2021年1月に「サーキュラー・エコノミーに係るサステナブル・ファイナンス促進のための開示・対話ガイドダンス」を策定した。本ガイドダンスは、企業と投資家等の間で円滑な対話を促すための手引きであり、企業は、自ら

提供する製品・サービスに一層の循環性を備える取組を進めるとともに、その取組を投資家等に対して、統合報告書やアニュアルレポート等において適切に「見える化」することが求められる。また、投資家等は、対話・エンゲージメントを通じてそれを適切に評価し、適切に資金を供給することで、企業のイノベーションが実現して、企業の成長につながるとしている。

さらに、循環経済への移行を加速化させるため、2021年3月には、環境省及び一般社団法人日本経済団体連合会とともに、「循環経済パートナーシップ（J4CE）」を立ち上げた。J4CEは、循環経済への流れが世界的に加速化する中で、国内の企業を含めた幅広い関係者の循環経済への更なる理解醸成と取組の促進を目指して、官民連携を強化することを目的としている。今後、企業が自社のビジネス戦略として資源循環に取り組む動きを加速させると同時に、我が国企業の循環経済に関する技術や取組を世界に発信していくこととしている。

3. 6. パーゼル条約関連政策

廃鉛蓄電池などの特定有害廃棄物等に該当する貨物を輸出入する際には、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）」の規定を踏まえ、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく経済産業大臣の承認等が必要となる。バーゼル法を円滑に執行するため、経済産業省と環境省は、事業者が輸出入しようと考えている貨物がバーゼル法に規定する特定有害廃棄物等に該当するか否かについて、事前相談を行っている。

なお、2020年における特定有害廃棄物等の輸出の状況は、件数は220件、総量は146,089トン、品目は主に石炭灰、錫鉛くずであり、金属回収等を目的とするものであった（参照：図1 特定有害廃棄物等の輸出実績）。また、2020年における特定有害廃棄物等の輸入の状況は、件数は106件、総量は1,601トン、品目は主に電子部品スクラップ、電池スクラップ（ニッケルカドミウム、ニッケル水素、リチウムイオン等）、金属含有スラッジであり、金属回収等を目的とするものであった（参照：図2 特定有害廃棄物等の輸入実績）。

また、1992年のバーゼル法制定から30年近くが経過し、我が国を取り巻く国際的な資源循環の状況は制定当時と比べて大きく変化しており、特定有害廃棄物等が天然資源

を代替する循環資源として、活発に越境移動が行われるようになったことにより、制定時に想定されなかった様々な問題が顕在化してきた。これを受けて、パーゼル条約等を的確に実施しつつ顕在化してきた課題に対応するために、規制の在り方を検証・検討し、2017年にバーゼル法を改正し、2018年10月に改正バーゼル法が施行された。同改正の主要な点の一つである廃電子基板等の輸入円滑化措置により、2019年度よりパーゼル法に基づく手続は激減している。

さらに、2019年5月に開催された第14回バーゼル条約締約国会合において、汚れたプラスチックが同条約の特定有害廃棄物として追加されたことを受け、国内の関連法令を改正し、2021年1月1日から汚れたプラスチックがバーゼル法の対象となっている。

図1 特定有害廃棄物等の輸出実績

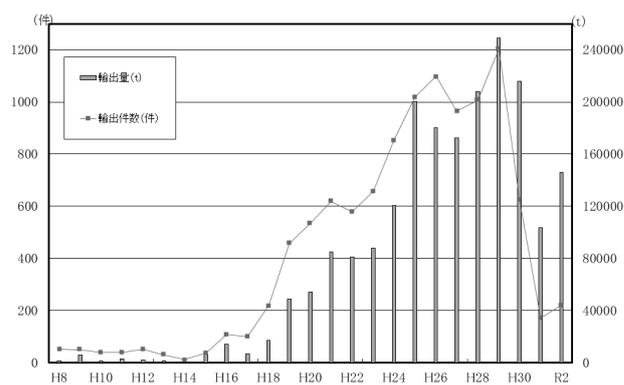
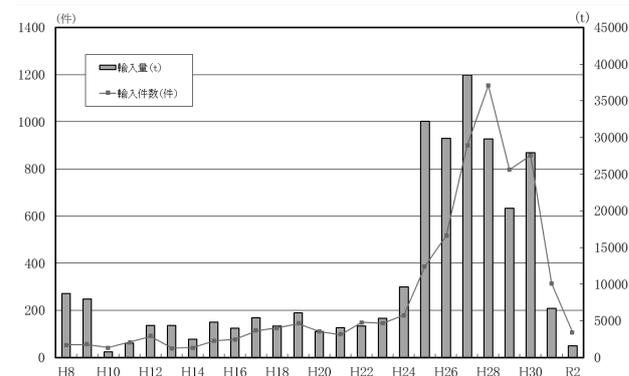


図2 特定有害廃棄物等の輸入実績



4. 産業公害対策

4. 1. 大気汚染防止対策

(1) 揮発性有機化合物（VOC）排出抑制制度

「大気汚染防止法」が2004年5月に改正され、法規制

と自主的取組のベスト・ミックスによるVOC排出抑制制度が導入された。当時の中央環境審議会では、自主的取組として、2010年度までにVOC排出量を2000年度比で3割程度削減することが目標とされた。そのため、産業界ではVOC排出抑制に係る自主行動計画を策定してその取組を進めるとともに、産業構造審議会産業環境リスク対策合同ワーキンググループにおいては、本取組について審議した。その結果、当初目標を大きく上回る削減量（45%）を達成することができ、2012年12月の中央環境審議会答申では、新たな削減目標は設定せず、従前のVOC排出抑制制度が継続されることとなった。

これを受け、2013年11月の産業構造審議会産業技術環境分科会産業環境対策小委員会において、事業者等によるVOC排出抑制のための自主的な取組を継続し、同委員会において、毎年度フォローアップを実施することとなった。

2021年2月に開催された同委員会では、自主的取組参加41団体（約20,100社）による2019年度のVOC排出量は、2000年度比約61%減の24.2万トンであり、原料等の代替等により継続してVOCの排出が抑制されていることを確認した。

（2）水銀に関する水俣条約（大気排出部分）

「水銀に関する水俣条約（水俣条約）」は、水銀が人の健康及び環境に及ぼすリスクを低減させるため、水銀に対して、産出、使用、環境への排出、廃棄等そのライフサイクル全般にわたって包括的な規制を行う初めての条約である。2013年10月に本条約が採択されたことを受け、条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀等の排出の規制を追加する改正大気汚染防止法が2015年6月に公布され、改正施行令を同年11月、2016年9月に指定等を行う改正大気汚染防止法施行令等、水銀排出施設の規模や、排出基準等を定めた改正大気汚染防止法施行規則が公布された。一連の関係法令は、本条約が2017年8月に発効されたことを受け、2018年4月1日に施行された。

同改正法にて要排出抑制施設の設置者へ求められる自主的取組については、産業構造審議会産業技術環境分科会産業環境対策小委員会においてフォローアップすることとされている。なお、2021年2月に開催された同委員会において、一般社団法人日本鉄鋼連盟、普通鋼電炉工業会、一般社団法人日本鋳鍛鋼会の3団体より、2019年度に実

施された要排出抑制施設における自主的取組について、焼結炉、電気炉ともに、評価対象とした全施設で前年度に引き続き自主管理基準を達成した旨報告があった。

4. 2. 水質汚濁防止対策

「水質汚濁防止法」に基づく、有害物質に規定されている、ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等の項目については2001年に、1,4-ジオキサンについては2012年に、一般排水基準が設定されたが、その一般排水基準が技術的に達成困難な業種に対しては、暫定排水基準が設定されている。経済産業省では、暫定排水基準の適用を受けている経済産業省所管の業種（ほうろう鉄器製造業、貴金属製造・再生業、電気めっき業、金属鋳業、酸化コバルト製造業、ジルコニウム化合物製造業、モリブデン化合物製造業、バナジウム化合物製造業、エチレンオキサイド製造業及びエチレングリコール製造業）に対し、事業者の効果的な取組を促すことを目的として、一般排水基準の移行に向けた取組状況や排水処理技術に関するフォローアップを実施した。具体的には、排水処理技術検討会（工業分野検討会）を開催し、事業者が対象物質における排水基準の達成に向けた取組を説明、その取組に対し、委員である専門家から技術的アドバイスを行うことで、改善の促進を図った。また、効果的な取組の実施が難しい事業者については、現地を専門家が訪問し、実際の設備を確認した上でアドバイスを行った。

1,4-ジオキサンについては、暫定排水基準値の適用期限である2021年5月を迎えるに当たり、2020年に上述の検討会において、エチレンオキサイド製造業及びエチレングリコール製造業について、一般排水基準へ移行することが妥当であるとした。

また、一般排水基準を達成するにあたり課題の多い硝酸性窒素等において有効な処理技術の探索のため、課題の抽出及び専門機関等へのヒアリングを実施し、処理技術の概要と適用性・課題について取りまとめた報告書を作成した。

4. 3. 土壌汚染対策

土壌汚染対策法は顕在化する土壌汚染の増加などを背景に土壌汚染対策の法制度化が求められるようになり、土壌環境保全対策のための制度の在り方についての調査・検討を経て、2002年5月に「土壌汚染対策法」が公布され、2003年2月より施行された。2019年4月に改正法が全面

施行され、これに対応したガイドラインが公開された。改正法では、一時的免除中の土地における土地の形質の変更時の届出義務を創設する等の規制強化と土地の形質の変更時の届出と併せて調査結果を報告することができる規定を新設する等の規制緩和の両面が盛り込まれた。

土壌環境基準や土壌溶出基準などの見直し検討が進められた結果、検討対象6物質のうち、1,1-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサン、クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレンについては、先行見直しがなされ、残るカドミウム及びその化合物とトリクロロエチレンについても見直され、2021年4月に環境基準が強化された。また、次期見直しに向け、六価クロム、1,4-ジオキサンの調査も開始されている。

また、改正に係る告示や通知、ガイドライン等が相次いで公開されており、2020年も引き続き、経済産業省、環境省及び地方自治体において、説明会等による同法の理解促進に関する普及取組を実施した。

4. 4. ポリ塩化ビフェニル（PCB）問題

ポリ塩化ビフェニル（PCB：Polychlorinated biphenyls）廃棄物の処理については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）」に基づき、PCB廃棄物の保管状況等の届出、一定期間内（2027年3月末まで）の処分及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）による拠点的な広域処理施設の整備（北海道、東京、豊田、大阪、北九州の5事業所）等、処理体制の整備が進められ、PCB廃棄物の処理が実施されてきた。

2016年8月、高濃度PCB廃棄物の一日も早い確実な処理完了を達成するため、高濃度PCB使用製品の廃棄の義務付け、報告徴収・立入検査権限の強化等を内容とする「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が施行された。

経済産業省としても、事業者によるPCB廃棄物の処理推進を図ることを目的として、2015年から環境省と共に全国で説明会を開催している。2020年度は、期限が迫っている大阪事業エリアを重点的に、全国7都市にて説明会を開催し、オンライン配信も実施した。これまでに蓄積した変圧器・コンデンサー等の高濃度PCB廃棄物の発見・掘り起こし事例等を広く周知した。

微量PCB廃棄物の処理については、リスクに応じた処理の仕組みの検討が求められており、2014年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」にも位置づけられている。このため、経済産業省と環境省は、2014年から微量PCB廃棄物等の適正処理に関する研究会を開催している。具体的な検討は、同研究会の下に設置された課電自然循環洗浄法検討WGと新たな処理方策検討WGにおいて進めており、2020年12月には「微量PCB含有電気機器課電循環洗浄実施手順書」を改正し、洗浄対象部位の拡大と、洗浄可能な元油PCB濃度を引き上げることで、課電自然循環洗浄法について、より一層の利用拡大を図った。なお、2020年も引き続き、説明会を通じた課電自然循環洗浄法の普及や技術的検討を行った。

4. 5. 公害防止管理者制度

公害防止管理者制度は、産業公害の未然防止を図るため、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定の公害発生施設を設置する工場の事業者に対し、施設の区分ごとに公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者及びこれらの代理者の選任を義務づけるものである。

公害防止主任管理者、公害防止管理者及びその代理者については、国家試験の合格又は資格認定講習の修了による資格取得者であることを選任の要件としている。2020年度においては、23,356名と2019年度から3,286名減少した。2020年度の公害防止管理者国家資格の取得者数は、6,410名であり、国家試験及び資格認定講習の内訳は、以下のとおり。

国家試験

受験申込者：23,356名

合格者数：5,195名

資格認定講習

受講者数：1,792名

修了者数：1,215名

また、公害防止管理者制度については、産業公害防止に貢献する制度として、これまでもタイ等のアジア地域の国々に対し制度移転（導入支援）を行ってきたが、産業発展が著しいメコン地域各国（ベトナム、ミャンマー、カンボジア、ラオス）への制度移転（導入支援）に関する協議等を実施した。本支援は、日本とメコン各国間の支援の枠

組み（メコン産業開発ビジョン2.0）のワークプログラムとして登録されている。

4. 6. 環境影響評価制度

環境影響評価法は、一定規模以上の道路、飛行場、発電所等13事業を対象に、あらかじめ環境影響評価（環境アセスメント）を行うことを義務づけている。

2020年度においては、地熱発電所2件、火力発電所2件、風力発電所206件、太陽電池発電所13件についての審査を行った。

2020年4月1日から施行された改正環境影響評価法施行令（2019年7月改正）では、太陽電池発電を対象事業に追加した。これにあわせて、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（発電所アセス省令）及び電気事業法施行規則を改正し、2020年4月1日に施行された。

エネルギー基本計画（2018年7月閣議決定）では、再生可能エネルギーを我が国のエネルギー供給の一翼を担う長期安定な主力電源としていくため、風力発電所の環境アセスについても、風力発電設備の導入をより短期間で円滑に実現できるよう、環境アセスの迅速化や規模要件の見直し、参考項目（事業特性や地域特性を踏まえ、一般的な事業において環境影響評価の項目に選定されるべきもの）の絞り込みといった論点も検討するとされた。また、環境省「環境影響評価法に基づく基本的事項に関する技術検討委員会」の報告書（2018年11月）においても、環境影響評価に関する研究成果や調査結果等を踏まえ、評価項目の簡素化について検討が求められた。これらの動きを受け、発電所アセス省令で規定している風力発電所の環境アセスの参考項目について、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会新エネルギー発電設備事故対応・構造強度WGにおいて検討を行った結果、超低周波音及び工事中の大気環境（窒素酸化物、粉じん等、騒音、振動）のうち、工所用資材の搬出入に係る騒音・振動と、建設機械の稼働に伴う騒音以外の環境要素を削除することについて了承を得て、当該改正を行った発電所アセス

省令が2020年8月31日から施行された。

さらに、2020年度に経済産業省・環境省が設置した「再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」において、風力発電所の規模要件について、最新の知見に基づき、他の法対象事業との公平性の観点から検討した結果、規模要件が1万kWとされている第一種事業の、現行法下における適正な規模要件は5万kWとされた。

4. 7. 税制、財政投融资による公害防止設備投資支援

事業者の公害防止対策に対する取組を支援し、環境対策の推進及び良好な生活環境の保全を図るために、企業の公害防止設備投資について、税制及び財政投融资による支援措置を実施している。

税制については、公害防止設備に係る固定資産税の課税標準特例制度について、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）により、特例率1/2を参酌して1/3～2/3の範囲内において市町村の条例で定める割合とした上で、2020年度から2年間の期限で税率の軽減措置が講じられている。

財政投融资については、株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」において、ばい煙や汚水・廃液等の対策を行う公害防止施設、アスベスト除去工事等を取得するために必要な設備資金や運転資金等に対する融資を実施しており、2021年度から1年間の適用期限の延長を行った。